

# 付属文書 S6

トレーサビリティ

第 1.1 版

## 翻訳免責事項

翻訳に含まれる情報の正確な意味合いに関する質問がある場合は、英語の公式版を参照してください。翻訳で生じた不一致や差異には拘束力がなく、審査や認証には一切影響しません。

## 詳細について

レインフォレスト・アライアンスの詳細については、[www.rainforest-alliance.org](http://www.rainforest-alliance.org)にアクセスするか、[info@ra.org](mailto:info@ra.org)にお問い合わせください。

資料名		資料コード	版
付属文書 S6 トレーサビリティ		SA-S-SD-7-V1.1JP	1.1
初版日	改訂日	有効開始日	有効終了日
2020年6月30日	2021年1月31日	2021年7月1日	別途通知があるまでの間
開発者		承認者	
レインフォレスト・アライアンス基準と保証部		基準と保証部ディレクター	
リンク先			
SA-S-SD-1 レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準 農場要件			
SA-S-SD-2 レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準 サプライチェーン要件			
差し替え			
SA-S-SD-7-V1 付属文書 6 トレーサビリティと責任の共有			
該当者			
サプライチェーン認証保有者			
国/地域			
すべて			
農作物		認証の種類	
レインフォレスト・アライアンス認証システムの範囲内のすべての農作物。認証規則を参照してください。		認証保有農場およびサプライチェーン認証保有者	

レインフォレスト・アライアンスの書面による事前の同意無しに、複製、変更、配布、または再発行を含む、このコンテンツの使用は、固く禁じられています。

## 目次

はじめに .....	4
トレーサビリティの範囲 .....	4
トレーサビリティの報告に関するレベル .....	4
基準要件の適用対象 .....	4
トレーサビリティの種類 .....	4
• 【同一性保持 (IP)】 .....	5
• 【完全分離 (SG)】 .....	5
• 【マスバランス (MB)】 .....	5
範囲 .....	5
クレジットの有効期限 .....	6
トレーサビリティ .....	6
要件 2.1.7 重複販売 .....	6
要件 2.1.9 転換率 .....	7
オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ .....	8
トレーサビリティ プラットフォームにおける作業内容 .....	8
要件 2.1.9 認証製品の転換 .....	8
要件 2.2.1 認証製品の出荷取引の管理 .....	8
要件 2.2.2 認証製品の入荷取引の管理 .....	8
要件 2.2.3 認証数量の削除 .....	8
要件 2.2.5 取引の結合 .....	9
マスバランス .....	9
要件 2.3.3 および 2.3.4 オリジン・マッチング(原産国の一致) .....	10
カカオリカーの年次レシピとオリジン・マッチング(原産国の一致) .....	11

## はじめに

本書には、レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準の中のトレーサビリティの章の要件に関係する、追加の規則が収録されています。本書の構成は、トレーサビリティの章の要件の順番に従います。トレーサビリティに関する原則と用語を「はじめに」で紹介し、一般的なトレーサビリティ要件に対する追加の解釈を第1章で提供し、オンライントレーサビリティプラットフォームの責任者に対する要件を第2章で概説し、マスマランス要件に関連する追加の説明を第3章で提供します。

### トレーサビリティの範囲

トレーサビリティは、認証にとって核となる部分です。認証製品に正確な表示を行うためには、トレーサビリティが維持されなければなりません。当団体の認証プログラムでは、トレーサビリティは、密接に関係する次の2つの個別要素を実施することで維持されます。

- 1) オンライントレーサビリティの管理に関する規則とともに、現場でのトレーサビリティの実施方法を規定した、トレーサビリティ要件
- 2) 認証製品に適用される移動や転換を記録する、レインフォレスト・アライアンス オンラインプラットフォームを通じたトレーサビリティ

認証規則に記載された次の活動に従事する認証保有農場/認証保有企業/認証保有団体(CH)は、これら両方のレベルのトレーサビリティを実施しなければなりません。

- 農業
- 貿易
- 倉庫保管
- 加工および/または製造
- 梱包および/または再梱包
- ラベリング
- 小売

### トレーサビリティの報告に関するレベル

- トレーサビリティの報告は、CHのレベルで実施します。そのCHが、複数圃場/複数施設として認証されている場合は、複数圃場/複数施設管理者が、トレーサビリティ要件の実施を担当します。レインフォレスト・アライアンス オンライントレーサビリティシステムには、CHのレベルで管理されている認証数量が反映される必要があります。圃場間/施設間での認証製品の移動に関するトレーサビリティは、必須ではありません。
- 数量に変化が生じる加工作業を行う下請業者をCHが雇う場合には、それらの転換は、報告される必要があります。

### 基準要件の適用対象

- トレーサビリティ要件は、従来のレインフォレスト・アライアンスまたはUTZ認証プログラムにおいて生産された数量、およびレインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準(SAS)に基づいて認証された数量に対して適用されます。
- SASの第2.2章は、オンラインプラットフォームでのトレーサビリティが利用可能な農作物に対してのみ適用されます。

### トレーサビリティの種類

トレーサビリティの種類は、認証数量の取り扱いと原産地の追跡に使われる方法です。現在のところ、認証サプライチェーンで選択可能なトレーサビリティの種類として、「最も厳格」なものから「寛容」なものまでの順に、【同一性保持 (IP)】、【完全分離 (SG)】、および【マスマランス (MB)】が規定されています。

### 【同一性保持 (IP)】

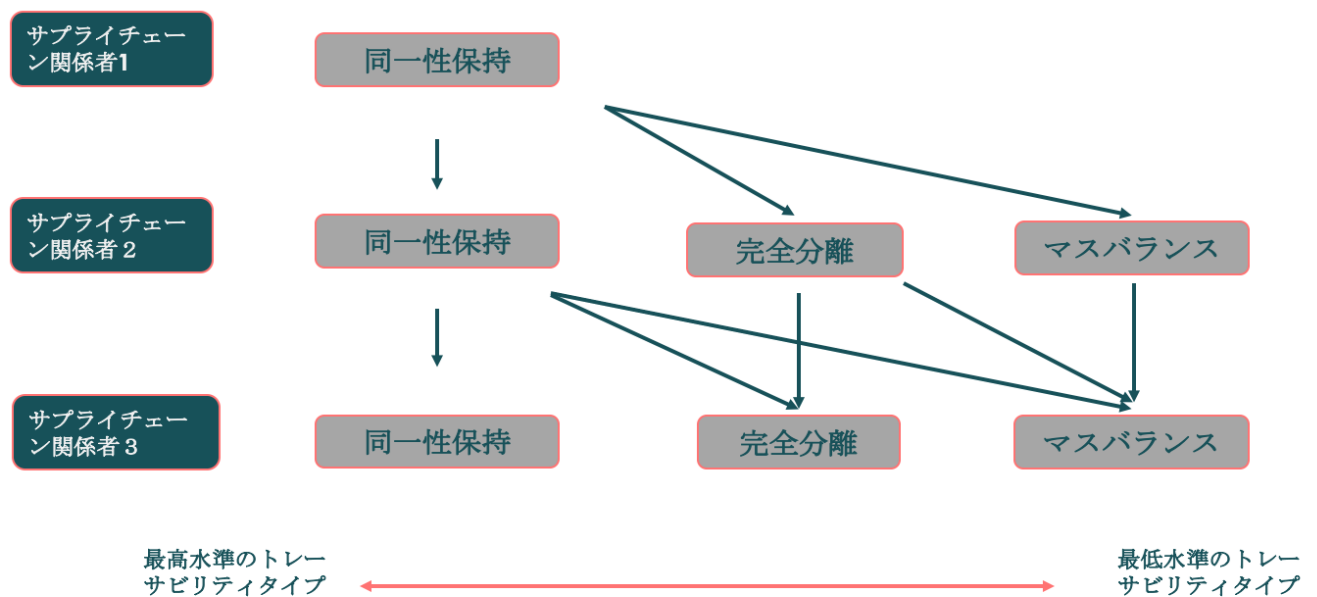
レインフォレスト・アライアンス認証原料または認証製品を、単一の認証保有農場まで特定可能な、トレーサビリティオプション。認証原料または認証製品と、非認証原料または非認証製品との混合は無い。これが最も厳格なトレーサビリティの種類である。

### 【完全分離 (SG)】

認証製品が、物理的にも書類上においても、非認証製品から分けられた状態に保たれるトレーサビリティ。この完全分離は、サプライチェーンの全段階（受領、加工、包装、保管、および輸送）にわたって行われる。非認証製品と認証製品の混合は無い。これは、その製品の内容物が、異なる原産国を含む、複数の認証供給源/農場に由来する可能性はあるものの、全内容物が認証されていることを意味する。認証製品が、複数の認証供給源/農場に由来するが、サプライチェーンの全段階で同一性が保持されている場合は、派生型の【混合同一性保持 (Mixed IP)】が適用可能。

### 【マスバランス (MB)】

同等の数量がレインフォレスト・アライアンス認証として調達された場合に、認証保有者が、レインフォレスト・アライアンス認証ではない製品に認証表示できるようにする、管理上のトレーサビリティ。



### サプライチェーン関係者 (SCA)

トレーサビリティの種類は、別の種類に「格上げ」することはできません。例えば、入荷のトレーサビリティの種類が【完全分離】だった場合、【同一性保持】で出荷を登録することはできません。ただし、【完全分離】から【マスバランス】など、より厳格なトレーサビリティの種類から寛容な種類に「格下げ」することは許可されています。トレーサビリティの種類に変更があった場合、CHは、レインフォレスト・アライアンス認証プラットフォーム(RACP)で、範囲を更新しなければなりません。

### 範囲

トレーサビリティの種類は、【同一性保持】と【完全分離】については、レインフォレスト・アライアンス認証の範囲に含まれるすべての農作物に対して適用が認められます。一方、サプライチェーン認証保有者レベル（第一バイヤー以降）での【マスバランス】については、カカオ、オレンジ果汁、

および花卉で利用可能です。ヘーゼルナッツ、パーム油、およびココナッツ油に関しては、【マスバランス】は、サプライチェーン認証保有者レベルだけではなく、認証保有農場レベルにも適用が認められます。

### クレジットの有効期限

従来のレインフォレスト・アライアンス認証または UTZ 認証ならびにレインフォレスト・アライアンス 2020 認証プログラムに基づいて作成された【完全分離】クレジットと【マスバランス】クレジットは、認証保有農場から最初のサプライチェーン関係者への最初の販売から有効になり、認証保有者外の異なるサプライチェーン関係者への販売および認証保有者内での転換のたびに更新されます。

有効期間は、農作物ごとに決定される予定です。

## トレーサビリティ

### 要件 2.1.7 重複販売

「数量の重複販売が行われていない。非認証(品)として販売された製品、別のスキームまたは持続可能性イニシアチブの下で販売された製品が、レインフォレスト・アライアンス認証としても販売されていない。複数のスキームで認証された製品の販売が可能である」

- 重複販売は、レインフォレスト・アライアンス認証を受けて生産または購入されたのと同量の製品を、レインフォレスト・アライアンス認証を受けたものと、非認証または他の認証を受けたものとして、2回販売する行為。

例えば、ある農場で生産された 100MT のコーヒーは、有機栽培とレインフォレスト・アライアンスの両方で認証を受けることができ、次のように販売可能です。

- 100MT をレインフォレスト・アライアンス認証としてのみ、または
- 100MT を有機栽培としてのみ、または
- 100MT を（一回の出荷で）1 件のバイヤーに対して、レインフォレスト・アライアンス認証および有機栽培として

しかし、その同量のコーヒーを、100MT の有機栽培コーヒーと 100MT のレインフォレスト・アライアンス認証コーヒーとして、別々に販売することはできません。

## 要件 2.1.9 転換率

以下の表の通りに転換率が定められています。マスバランスがトレーサビリティの種類として承認されている農作物部門では、これらの転換率が使用されるものとします。

農作物/農作物部門	第1 転換率	第2 転換率	第3 転換率	第4 転換率
<b>カカオ</b>				
豆からリカー	1:0.82			
豆からニブ	1:0.82			
ニブからリカー		1:1		
リカーからバターとパウダー			1:0.5:0.5	適用外
<b>ヘーゼルナッツ</b>				
殻から仁	1:0.5			
仁から焙煎仁		1:0.94	適用外	適用外
仁から加工済み仁（例：湯通し、みじん切り、スライス等）		1:1		
焙煎仁から加工済みの仁			1:1	
<b>ココナッツ</b>				
ココナッツからコブラ	1:0.25			
コブラからココナッツ原油		1:0.62		
ココナッツ原油からココナッツ精製油（RBD）			1:0.96	
ココナッツ原油からココナッツ精製油（水素化済）			1:0.96	
<b>パーム油</b>				
アブラヤシ果房（FFB）からパーム原油	100:20			
アブラヤシ果房（FFB）からパーム核	100:5			
パーム原油からパーム精製油		100:95		
パーム原油から PFAD		100:5		
パーム核からパーム核油		100:45		
パーム核からパーム核圧搾かす		100:55		
パーム油からオレイン			100:80	
パーム油からステアリン			100:20	
オレインから二重画分オレイン				100:65
オレインから中融点画分ステアリン				100:35
ステアリンから中融点画分オレイン				100:65
ステアリンから二重画分ステアリン				100:35
パーム核油からパーム精製核油		100:95		
パーム核油から PKFAD		100:5		
パーム精製核油から PK オレイン			100:65	
パーム精製核油から PK ステアリン			100:35	
<b>オレンジ</b>				
生鮮果実から可溶性固形物	SS の Kg = (生鮮果実の箱数 X/ 66 Brix (糖度)での FCOJ1 トンあたりの箱数 Y) × 1000 × 66%			
可溶性固形物から凍結濃縮オレンジ果汁 (FCOJ)		1:1		
可溶性固形物から非濃縮製品オレンジ果汁 (NFC)		1:1		
オレンジ果汁から濃縮果汁			1:1	

# オンライン プラットフォーム上のトレーサビリティ

## トレーサビリティ プラットフォームにおける作業内容

トレーサビリティ プラットフォームは、認証製品の物理的な移動を反映するためにあります。そのため、CH が、認証製品に実施されたあらゆる作業を報告することが不可欠です。認証製品の販売、転換、確認、引換え、削除には、必ず報告を伴います。それらすべてについて、以下の章で説明します。

### 要件 2.1.9 認証製品の転換

「換算係数を計算するための正しい方法論が、各認証製品に対して実証され、文書化され、それに応じてトレーサビリティ プラットフォームに反映される」

- 正しい転換率（上の章を参照）を適用すること以外に、数量および/または出荷製品に変更が生じる認証製品の転換<sup>1</sup>は、すべて、トレーサビリティ プラットフォームで報告される必要がある。

### 要件 2.2.1 認証製品の出荷取引の管理

「認証製品として販売された数量は、出荷が行われた四半期の終了時から遅くとも 2 週間後以内にレインフォレスト・アライアンス トレーサビリティ プラットフォームに記録されている」

- 原則として、これは、認証製品のすべての企業間取引は、レインフォレスト・アライアンス トレーサビリティ プラットフォームを通じて報告されなければならないことを意味する。これは認証保有農場から始まり、以下の時点までである。
  - a) 認証製品が、CH 独自のブランドの下で包装およびラベリングされる時点。この場合、認証製品は、トレーサビリティプラットフォームにおいて引換え処理される。または、
  - b) ブランド/小売業者向けに認証製品の包装やラベリングを行うサプライチェーン CH によって、認証製品が、ブランド/小売に販売される時点。この場合、認証製品の販売取引<sup>2</sup>は、ブランド/小売業者に対して発行される。

### 要件 2.2.2 認証製品の入荷取引の管理

「レインフォレスト・アライアンス認証製品の購入者は、購入した認証製品の請求書が、トレーサビリティ プラットフォームでの取引記録と一致することを、定期的に確認する手順を実施する」

- 原則として、サプライヤーによって販売される認証製品の取引は、認証製品を購入する CH によって、精査および確認<sup>3</sup>される必要がある。CH には、入荷取引の精査と、取引明細の変更のサプライヤーへの依頼に、7 日間が与えられる。7 日間が経過した後は、取引は自動的に確認される。

### 要件 2.2.3 認証数量の削除

「レインフォレスト・アライアンス認証として販売されなかった数量および/または規格外品や紛失数量は、販売が行われた四半期の終了時から 2 週間以内にトレーサビリティプラットフォームから削除される」

<sup>1</sup>【転換】 CH は、実際の転換で生じる比率を適用し、認証製品の形質転換を報告する。

<sup>2</sup>【販売】 CH は、対応する数量を購入者に販売する取引を行う。

<sup>3</sup>【確認】 CH は、認証サプライヤーからの入荷取引に関する詳細（数量、製品の詳細、その他の提供された取引上の参考情報）が、実際に取引された数量に関する詳細に対応するかどうかを、精査および承認する。



- 認証製品は、非レインフォレスト・アライアンス認証として次のCHに販売される場合、または、製品損傷（製品「紛失」）により、以降の販売が一般的に不可能な場合は、トレーサビリティプラットフォームから削除される。
- CHが、トレーサビリティの種類【マスバランス】の下に事業を行なっている場合は、その認証数量を、以降、非認証として販売することが可能である。該当マスバランスクレジット分の権利は、維持して構わない。

### 要件 2.2.5 取引の結合

「1つの取引として結合される出荷には、その取引を個々の出荷に関連付けるのに十分な情報が含まれている」

- いくつかの出荷を1つの取引としてまとめる場合、サプライチェーンCHは、そのトレーサビリティプラットフォームでの処理の中で、個々の取引を特定するための関連情報を提供する（エクセルでの出荷情報の提供もしくは個々の出荷番号など）。

### 報告時期

- 四半期の終了時から2週間以内。四半期とは暦四半期（1月から3月、4月から6月、7月から9月、10月から12月）を指す。

例1：物理的な販売が5月に行われた場合、CHは、遅くとも7月15日までに、その取引を報告しなければならない。

例2：認証数量が、非認証として12月に販売された場合、CHは、翌年の1月15日までに、トレーサビリティプラットフォームから、その認証製品を削除しなければならない。

## マスバランス

### 要件 2.3.1 クレジット交換

クレジット交換は、同一の製品もしくは物理的な加工の順方向（商流の上流から下流）においてのみ可能です。これは、レインフォレスト・アライアンスのクレジットは、購入したレインフォレスト・アライアンス製品から、同一の製品またはその後購入した非認証製品への交換が可能であることを意味します。

- 例1：レインフォレスト・アライアンス認証カカオバターから非認証カカオバター
- 例2：レインフォレスト・アライアンス認証カカオ豆から非認証カカオリカー
- 例3：レインフォレスト・アライアンス認証カカオ豆から非認証カカオバター
- 例4：レインフォレスト・アライアンス認証殻付きヘーゼルナッツから非認証焙煎ヘーゼルナッツ仁
- 例5：レインフォレスト・アライアンス認証ココナッツ原油から非認証ココナッツ精製油

逆方向におけるクレジット交換は許可されていません（カカオリカーからカカオニブへ、チョコレートからカカオバターへ、カカオバターからココアパウダーへ（逆の場合も同様）、加工済ヘーゼルナッツ仁から殻付きヘーゼルナッツへなど）。

レインフォレスト・アライアンス認証非純製品（例えばチョコレート）から非認証純製品（例えばカカオバター）へのクレジット交換も、逆転換を構成するため、許可されていません。

レインフォレスト・アライアンス（非）純製品（チョコレート）から非認証非純製品（チョコレート）へのクレジット交換は、その非純製品が購入される限り、許可されています。

### 要件 2.3.3 および 2.3.4 オリジン・マッチング(原産国の一致)

オリジン・マッチング(原産国の一致)要件と以下の定義は、カカオ部門にのみ適用されます。

#### 定義

年次レシピ	認証リカーの販売に関係するレシピ。このレシピは、毎年、精査・調整して構わない。より頻繁な調整も認められる。
原産国	認証カカオ豆が生産された国。
原産国フットプリント	クレジットに表示された国で、そのクレジットに関係する認証カカオ豆の原産国を表す。原産国フットプリントは、そのクレジットに関係する物理的なカカオ製品の生産に使用されたカカオ豆の原産国を必ずしも反映せず、そのクレジットの管理上の原産国を示すだけである。
オリジン・マッチング(原産国の一致)	物理的な製品の認証購入または認証販売の原産国と、それらの購入または販売に関係するクレジットの原産国フットプリントを、取引ごとに、または以下の規定に従って一括で一致させる行い。
調達計画	企業によって策定された計画であり、オリジン・マッチング(原産国の一致)要件を満たすべく、認証調達を必要に応じて、かつ信頼できる方法で代替させることを約束するもの。この計画は、レインフォレスト・アライアンスに提出し、承認を受けなければならない。

#### 範囲

2021年7月1日以降は、オリジン・マッチング(原産国の一致)の条件を満たす、トレーサビリティプラットフォームで完了されたすべての取引に対して、本書に記載されている要件に基づいて、オリジン・マッチング(原産国の一致)が要求されます。これには、すべてのマスバランス認証カカオが含まれます。

オリジン・マッチング(原産国の一致)は、2021年4月1日以降に締結された契約にともなう、すべての認証販売に対して要求されます。

オリジン・マッチング(原産国の一致)は、トレーサビリティプラットフォームで原産国フットプリントが表示されるすべてのカカオに対して要求されます。カカオ製品の原産国フットプリントが、トレーサビリティプラットフォームで表示されない場合は、その特定の製品に対しては、オリジン・マッチング(原産国の一致)は不要です。原産国を表示するかどうかは、企業の裁量で決めることはできません。これはトレーサビリティプラットフォームによって決定されます。

オリジン・マッチング(原産国の一致)の例外として、サプライチェーン認証保有者が、特定の原産国に関する調達計画に対して、レインフォレスト・アライアンスから承認を得ている場合には、そのサプライチェーン認証保有者は、その特定の原産国からの特定の数量に対しては、オリジン・マッチング(原産国の一致)の免除が可能です。

### カカオ豆およびカカオニブ

オリジン・マッチング(原産国の一致)は、別のサプライチェーン認証保有者からの、すべての認証カカオ豆および認証カカオニブの購入、ならびに、別のサプライチェーン認証保有者への、豆とニブの販売に対して、100%のオリジン・マッチング(原産国の一致)が、取引レベルで要求されます。認証として販売される豆およびニブの販売書類には、認証カカオおよび非認証カカオの豆およびニブの入荷に関する、国レベルの原産地情報が含まれます。

### カカオリカー

オリジン・マッチング(原産国の一致)は、認証カカオリカーの別のサプライチェーン認証保有者への最初の販売に対して、12ヶ月間の合計レベルで要求されます。サプライチェーン認証保有者レベルでの書類には、認証および非認証原料に関する国レベルの原産地情報が含まれます。

認証リカー販売合計の原産国と、年次レシピを比較します。重量比で少なくとも80%以上のオリジン・マッチング(原産国の一致)が必要です。認証数量は、80%オリジン・マッチング(原産国の一致)に調整計算を行う際には、結合が可能です。

一定期間に販売されたカカオ派生物のうち、トレーサビリティプラットフォームで原産国フットプリントを持たないものが20%を超える場合、原産国フットプリントを持つすべての数量がオリジン・マッチング(原産国の一致)をとともなう限り、80%未満のオリジン・マッチング(原産国の一致)が認められます。

オリジン・マッチング(原産国の一致)が12ヶ月間で80%未満の場合は、その数量差はその後の3ヶ月以内に補填される必要があります。

ある国からの利用可能な認証カカオ数量が無く、それにより、ある製品がオリジン・マッチング(原産国の一致)に必要な割合を下回り、それに対する補填を行うことができない場合、その製品を認証マスマバランスカカオとして販売することはできません。

## **カカオリカーの年次レシピとオリジン・マッチング(原産国の一致)**

### カカオリカーの年次レシピ

審査に対する準備として、企業には、認証マスマバランスリカーのオリジン・マッチング(原産国の一致)のための年次レシピの決定が期待されます。これは、以下の方法のいずれかで行うことができます。

1. 認証リカーの販売に使用されるリカーレシピが1つしかない場合、その企業は、認証リカーの販売のために同社に使用されるその実際の年次リカーレシピを使用することができる。認証リカーの販売に複数のリカーレシピが使用される場合は、それらのレシピの平均を計算できる。
2. 認証販売と非認証販売に使用されるリカーの区別が可能ではなく、審査員に対してその不可能性を証明できる場合は、認証として(全面的または部分的に)販売されるすべてのレシピを結合および平均化できる。
3. 販売されるリカーと内部でのさらなる加工に使用されるリカーの区別が可能ではなく、審査員に対してその不可能性を証明できる場合は、すべてのレシピを結合および平均化できる。

上記オプションでは、過去12ヶ月間に対する単一の年次レシピが作成されることになりませんが、企業が、いくつかの実際の年次レシピの使用を希望し、それらの平均化を希望しない場合は、それらのレシピ毎の平均的な使用を参照することもできます。平均レシピは、加重平均である必要はありません。上記のどの方法に対しても、計算の根拠は、その計算を行うためにその企業が使用した必要書類を含めて、審査員に提示する必要があります。

### リカーの年次レシピのオリジン・マッチング(原産国の一致)

企業は、レインフォレスト・アライアンス トレーサビリティ プラットフォームで、原産国ごとのリカー取引の明細と、同社が計算した年次レシピを比較する必要があります。そして、トレーサビリティ

イ プラットフォームで販売された数量の少なくとも 80%が、年次レシピで特定された原産国に一致する必要があります。

パーセンテージ計算表

年次レシピ		MTT での取引		オリジン・マッチングの割合
国	含有量(%)	国	含有量(%)	差分(%)
国 A	40%	国 A	35%	5%
国 B	40%	国 B	35%	5%
国 C	20%	国 C	30%	10%
合計	100%		100%	差分 20%=一致度 80%

マスバランスのオリジン・マッチング(原産国の一致)に関する簡単な概要については、[こちら](#)をご覧ください。